

## 市道認定の条件

以下は一般的な事項であり、調査を進めるなかで更に必要な作業が生じる場合があります。なお、要件を満たすために必要となる経費は申出者の負担です。

1 道路の有効幅員が4 m以上。

※開発道路は、原則、「大津市開発許可制度に関する基準」に基づき、新規の位置指定道路については、同基準に準じて有効幅員6 m以上。

2 道路の起点と終点が、公道（国道、県道又は市道のいずれか）に接続していること。ただし、次のいずれかに該当するものは、道路の起点が公道に接道すればよい。

ア 法令の定めるところにより、本市が引継ぎを受ける道路（＝開発道路等）

イ 公共的な施設へ通ずる道路

ウ 公共事業により整備した道路（整備予定を含む）

エ 建築基準法第42条第1項第2号又は第3号に該当する道路で、その延長が35メートル以上であるもの

オ 建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路で、本市への引継ぎを前提とした協議を経て築造されたもの

カ 終点が通行の用に供されている里道又は河川堤防道路等、官地に接続し、その先が国道、県道又は市道のいずれかに接続している道路

※ 行き止まりの道路については、原則、「大津市開発許可制度に関する基準」に基づき、転回広場及び避難用通路が築造されていること。

※ 一団の住宅地内に位置する複数の道路を一括で寄附を受ける場合は、その一部が上記の条件を満たしていればよい。

3 沿道に独立した住居が2以上建築されていること。

4 道路に隣接する地権者全員の同意があること。

（地元住民の主体的な要望による場合、同意書の提出は不要）

5 道路敷地は地権者から大津市に寄附されること。（事前に抵当権等の抹消が必要）

6 道路敷地を明示する世界測地系の地積測量図が法務局に備え付けられていること。または、道路敷地と道路に隣接する地権者との境界確定ができていること。

（道路の所有権移転を前提に立会を行い、官民境界確定協議書を作成していただきます）

※ 公図が混乱している場合は、事前に公図訂正が必要です。

7 側溝等の排水施設が具備されており、路面排水が適切に処理されていること。また、本市が不要と判断した私設暗渠管は除却してください。

8 道路の構造が一定の基準に達していること。

9 道路占用物等がなく、通行上及び管理上支障がないこと。

※ 7～9は、現場の状況に応じて必要な措置（補修や改修工事など）が求められます。

市道認定は毎年度6月と11月の議会に上程し、議決後翌月中旬頃の告示をもって正式な認定となります。議会に上程するためには、それぞれ4月上旬、10月上旬には条件を整えておく必要がありますのでご注意ください。